

石川県公報

平成30年6月22日

第13116号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定予定 (森林管理課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○保安林の指定の解除予定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2	○入札公告 (危機対策課)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	7
○県統計調査の実施 (廃棄物対策課)	2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	8
		○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	8
		○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	9
		○市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告 (建築住宅課)	9
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	10

告 示

石川県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
よした眼科クリニック	小松市符津町△91番地	平成30年5月1日
南歯科医院	輪島市鳳至町上町82番地丁	〃
鹿島平アルプ薬局	白山市鹿島平11番地117	平成30年6月1日

石川県告示第292号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
よした眼科クリニック	小松市符津町△91番地	平成30年5月1日
南歯科医院	輪島市鳳至町上町82番地丁	〃

鹿島平アルプ薬局

白山市鹿島平11番地117

平成30年6月1日

石川県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
よした眼科クリニック	小松市符津町△91番地	平成30年4月30日
南歯科医院	輪島市鳳至町上町82番地丁	〃

石川県告示第294号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
よした眼科クリニック	小松市符津町△91番地	平成30年4月30日
南歯科医院	輪島市鳳至町上町82番地丁	〃

石川県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
高橋 利美（東接骨院）	白山市古城町38番地	平成30年5月31日

石川県告示第296号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
高橋 利美（東接骨院）	白山市古城町38番地	平成30年5月31日

石川県告示第297号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 2 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標(製造品出荷額等)
 - (2) 基準となる期日又は期間
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成30年6月25日(月)から同年7月25日(水)まで

石川県告示第298号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所
金沢市粟崎町四丁目82の13
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第299号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
かほく市白尾ム1の16、1の17
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

石川県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画下水道事業金沢市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和46年1月16日から 平成36年3月31日まで

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

路面清掃車（ブラシ式）1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年2月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成30年7月19日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。
- (2) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年8月2日(木) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年8月2日(木) 午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

1 Road sweeper (Brush type)

- (2) Delivery date

By 28 February 2019

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 2 August 2018

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県自主防災組織リーダー育成事業委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

(4) 研修実施数、実施日及び会場

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

受講者1人当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 特定非営利活動法人日本防災士機構から研修機関として認証を受けており、かつ、同機構の平成30年度防災士養成事業実施ガイドラインにおいて、地方公共団体の委託対象機関として指定されていること。

(6) 地方公共団体と、過去5年以内(平成25年4月1日から平成30年3月31日)に当該業務と同種の業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成30年7月23日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年7月30日(月)正午(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年7月30日(月)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査
この公告による入札に参加を希望する者は、2の(6)に係る事項を証明する書類を平成30年7月23日(月)までに石川県危機管理監室危機対策課防災グループに提出すること。
- (5) 契約書の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ志賀高浜店
羽咋郡志賀町高浜町ク15番27ほか8筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成30年2月6日
- 3 市町の意見の概要
市町名 志賀町
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
現況交通量調査結果に基づき、開店後における交差点の交通流動や、店舗出入口における町道交通についても、待ち行列等の影響はないものとして評価されているが、町では、周辺で定住促進住宅を整備しており、事業完了時には、現況にも増して多くの交通量が予想され、また、付近に通学路もあることから、交通安全に十分に配慮し、繁忙期の混雑時には、誘導員の配置など、十分な安全対策を講じ、交通トラブル・事故を未然に防止すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
ア 当該地域は、騒音規制法に基づく規制地域であり、特定施設に該当する場合は特定施設の設置の届出を行うこと。
イ 周囲の生活環境に配慮し、近隣住民等から騒音に関する苦情が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
ごみの減量化及び再資源化に努めること。
 - (4) その他の事項
地域の住民等の理解が十分に得られるよう、地域の自治会活動等に、積極的に協力すること。

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成30年6月22日から同年7月22日まで

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能美農業協同組合
土井 重夫
能美市粟生町ヨ1番地

- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
東 芳 郎	能美市下開発町ア1	玄米、大麦、大豆
西 俊太郎	能美市東任田町ハ107	玄米、大麦、大豆

- (2) 登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
倉 元 利 次	能美市寺井町ワ149-1	玄米、大麦、大豆
和 多 智	能美市山田町ロ-37-1	玄米、大麦、大豆
橋 本 庄 哉	能美市末寺町イ66	玄米、大麦、大豆
宇 野 吉 秀	能美市秋常町ト103	玄米、大麦、大豆
中 口 直 喜	能美市灯台笹町222-2	玄米、大麦、大豆
亀 田 亮 介	能美郡川北町字土室ツ174	玄米、大麦、大豆
山 村 五 大	能美郡川北町字山田先出仁161-1	玄米、大麦、大豆
西 出 清太郎	能美郡川北町橋新イ16	玄米、大麦、大豆
中 道 雄	能美市三ツ屋町イ24	玄米、大麦、大豆
川 向 達 郎	能美市吉光町イ8	玄米、大麦、大豆
山 崎 修 一	能美市寺井町ヘ135	玄米、大麦、大豆

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項及び第8項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成29年12月22日公表)の一部を平成30年6月19日に変更したので、次のとおり公表する。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更項目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(2) まいわし 平成30年1月から同年12月まで 18,000トン (3) まさば及びごまさば 平成30年7月から平成31年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定 (5) ずわいがに 平成30年7月から平成31年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定	(2) まいわし 平成30年1月から同年12月まで 21,500トン (3) まさば及びごまさば 平成30年7月から平成31年6月まで 若干 (5) ずわいがに 平成30年7月から平成31年6月まで 392トン

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
野々市市中林土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
野々市市中林二丁目73番地
- 3 設立認可の年月日
平成28年1月19日
- 4 変更認可の年月日
平成30年6月15日

市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成29年5月16日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区
 - (1) 法第14条第1項の宅地
金沢市安江町の一部
 - (2) その他の区域
3・2・1号金沢駅通り線、3・4・7号金石街道線、市道本町1丁目線9号、市道安江町線5号の各一部、市道安江町線6号及び金沢市所管の法定外公共物の一部
- 4 事務所の所在地
金沢市武蔵町17番25号
- 5 設立認可の年月日
平成29年5月9日
- 6 変更の内容
設計の概要、事業施行期間、資金計画
- 7 変更認可の年月日
平成30年6月14日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第75号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月22日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表46を次のように改める。

46	農道	金沢市八田町中563番地先	八田町方向から才田町方向への右折、東蚊爪町、大場町方向への直進及びみずき2丁目方向への左折	車両	終日
----	----	---------------	---	----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1048	市道1級幹線2号中央通り線	金沢市長町2丁目5番40号先	長土塀2丁目方向から長町1丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
1049	市道1級幹線2号中央通り線	金沢市中央通町591番地先	片町2丁目方向から長町1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第13（車両通行帯）金沢西警察署管内の表85を次のように改める。

85	市道1級幹線126号戸水町線（海側幹線）	金沢市戸水2丁目164番地先 （鞍月3丁目から大友2丁目に至る方向）	4本	約30メートル
----	----------------------	---------------------------------------	----	---------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢西警察署管内の表45を次のように改める。

45	市道1級幹線126号戸水町線（海側幹線）	金沢市戸水2丁目164番地先 （鞍月3丁目から大友2丁目に至る方向）	約30メートル	4本	終日	道路左端から1番目の車両通行帯は左折及び直進、2番目の車両通行帯は直進、3番目及び4番目の車両通行帯は右折
----	----------------------	---------------------------------------	---------	----	----	---